

## 第 2 回障害福祉計画等策定委員会

日時:令和 5 年 11 月 21 日(火)13:30～

場所:大津町役場 3階 会議室302

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから第 2 回大津町障害福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。ご起立をお願いします。皆さん、こんにちは。ご着席ください。

当委員会におきましては、今回の計画策定に伴います委託業者「㈱ジャパンインターナショナル総合研究所」も同席しております。

議題の協議に入ります前に、資料の確認をお願いします。

### ～資料の確認～

本日は、所用により 2 名の方から欠席の連絡をいただいております。本日お配りしております名簿に記載しております名簿番号 3 番の一般社団法人 菊池郡市医師会の佐藤様、名簿番号 1 2 番の大津町身体障害者福祉会の山下様にご欠席となっております。

本会議は、「大津町まちづくり基本条例」第 1 9 条におきまして、審議会等の会議は原則公開すると規定されています。公開することによる弊害は特にありませんので、本委員会の会議は「公開」とさせていただきます。

それでは、まず初めに委員長であります工藤副町長からご挨拶をお願いします。

### 【委員長】

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、障害福祉計画等策定委員会にお集まりいただきありがとうございます。まずは、大津町の地域福祉、社会福祉にご尽力頂いておりますことにこの場をお借りしまして心から深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は 2 回目の策定委員会ということで、前回、第 1 回目の策定委員会で皆さまからいただいた様々なご意見を反映させ、また、修正したうえで、それぞれの計画の素案を作成しまして、皆さまに提示させていただいております。

まず障害者基本計画ですが、大津町が取り組むべき課題を明らかにしたうえで障がい者福祉施策の全体的な方向性という基本的なことを定めまして、障がいのある方が安心して生活できるための施策を盛り込んだ内容となっております。今回は、前回の修正分に加えまして、具体的な施策展開の内容をお示ししておりますので、そちらの方をお諮りさせていただきたいと思っております。

また、2つ目の障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づきまして、令和3年、4年の実績と令和5年の半年分の実績から、障がいのある方が地域で生活を送るためのサービスの種類ごとの必要な量の見込み、また、その確保のための方策についてを計画するものになります。今回、現状やサービスの見込み量の確保方法などを改めてお諮りさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

今回も委員の皆さま方のご協力を頂きながら進行していきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、議長であります工藤委員長に、これからの進行をお願ひいたします。

**【委員長】**

それでは、議事に入ります。前回策定委員会からの修正について、事務局から説明をお願いします。

～資料1～資料3について事務局より説明～

**【委員長】**

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**【委員】**

資料1にDXについての記載があり、修正された部分は66頁の特別支援教育推進のツールとして入れてあります。イメージとしましては、ツールより障がい者の方に対する取り組みや関わり、例えば、今必要となっている諸手続きを変えていくような情報発信や申請等の仕組み自体を変えるようなイメージで、将来的には変わると思ひますが、アンケートにあった回答も、窓口に申込みに行かなくても家で申請できるというような内容でしたが、そのあたりはいかがでしょう。

**【事務局】**

ご質問のとおり、今回追加分は技術的なものについて記載しております。DXは町でも強力に推進しているものであり、申し込みのデジタル化等、わかりやすい形で入れていければと思ひます。

**【事務局】**

補足させていただきますと、市町村で取り組む分は限界があり国で動いていくものと考えます。障がい福祉サービスデータベース等を用いて情報の活用、整理を推進す

るという事はあると思いますが、町が考えるというより国がすすめていくものかと思っています。

**【委員長】**

全体としてのデータ活用は国が進める所かと確かにと思いますが、委員が指摘された情報発信や障がい者サービスを利用しやすいようにするのは町で取り組むことも十分できるかと思っています。委員の意見を含めてもう一度計画への反映を検討いただければと思います。

**【事務局】**

検討し、最後の会議でお示しできればと思います。

**【委員】**

資料1の1に協議会とありますが正式名称は何でしょうか。

**【事務局】**

国の指針には明記されていませんが、自立支援協議会が該当すると思われます。

**【委員】**

福祉に関連する人は、自立支援協議会と分かると思いますが、一般の人は分からないと思います。皆に分かるように自立支援協議会と表記されてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

自立支援協議会と直接表記もできますし、注釈で説明でもできます。検討し、わかりやすいように記載したいと思います。

**【委員長】**

資料2の進捗状況資料は本編に入れるということによろしいですか。

**【事務局】**

事務局でも検討しましたが、事務局の案としましては計画の中には入れないということになりました。計画冊子を見た方が前回計画を持っているとは限りませんので、ご覧いただいても何のことか分からないのではないかと思います。今回の会議のための資料としてお示ししたところになります。

**【委員長】**

事務局としてはそういった考えですが、皆さんいかがでしょうか。

**【委員】**

成果がどれだけあったかについての記載がないと、どうしてこの取り組みなのか、と個人的には思います。行政的に、専門的には良いのかもしれませんが、個人的にわかりにくいと思います。また、40頁④の資格のある方が適切に受給できる～と表記がありますが、資格とは何なのかなと思いました。受給資格の事かと思いますが、表現がわかりやすいと良いと思います。

**【委員】**

進捗評価については今言われたとおりですが、全体をみると、基本方針にちりばめられている内容ですが、一般の人からは確かにわかりにくいと思います。

**【事務局】**

事務局としては計画本編には掲載しない方針とお伝えしましたが、ご意見をいただいた分で、成果として計画の中にあってよいという考えもありますし、一般の方から見ると分かりづらいという意見もありましたが、計画の中に掲載するかしないかについて、皆さまにご意見をいただけるとありがたいです。

**【委員】**

計画には入れたほうが良いと思いますが、もう少し端的にわかりやすく載せられたら良いと思います。見られた人が「こういう事を始めたんだな」と端的にわかるようになれば良いと思います。

**【事務局】**

箇条書きで端的にするなど、わかりやすくなるよう検討したいと思います。載せるとしますと、そういった修正の視点が必要かと思いました。

**【委員長】**

事務局で整理し、検討いただければと思います。

**【事務局】**

次回もう少しわかりやすいようにお示しできればと思います。

**【委員長】**

新たな基本理念の案を含め説明いただきましたが、いかがでしょうか。

**【委員】**

案②の下部分で、インクルーシブは近年教育を～という表記がありますが、インクルーシブは形容詞だと思います。ノーマライゼーションに対してインクルージョンが

世界的に言われており、ノーマライゼーションを使うのであれば、インクルージョンの表記がよいと思います。反対語は排他的という意味のエクスクルーズになりますので、「インクルージョンは教育を中心に普及している理念で包み込み排除しない考え方」が良いかと思いました。

**【委員】**

現場サイドとしては、「障がい者」という言葉はほとんど使わず、利用者としか言いません。以前は「障がいあってもなくても」という言葉が使われていましたが、障がい者という言葉自体いらなと思います。現場としては利用者の個性として考えています。理念では①②③あたりが合ってくると思います。法律名など、使うのも仕方ないと思いますが、現場サイドとしては死語になりつつあるように思います。障がいのある人を対象にしているのは分かっていると思うので、あえて表記しなくても良いと思います。

**【委員長】**

そうすると案の①②③の中から選ぶことになると思います。

**【委員】**

誰もが認めあうということが一番大事。尊厳というのでしょうか。障がいより個性といった表記や、共存といった表記が良いと思います。

**【委員】**

案の中では③が良いと思いました。私たちを含めて、皆個性があります。共生というのが良いと思い③が良いと思いました。

**【委員】**

現在の計画で、基本理念のフレーズの下に考え方のような内容が記載されていますが、今回、理念の案が決まったら、下の部分もそれに合った文章を検討し変えていくという考えで良いのでしょうか。

**【事務局】**

その通りです。

**【委員】**

誰もがともに生きるまちづくり、あるいは社会づくり、という文言にしてはいかがでしょうか。

**【委員長】**

色々のご意見をいただいておりますが、すぐこの場で決めるのは難しいように思います。会の最後に、理念の決め方等を含め、もう一度ご意見を伺いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**【委員長】**

それでは、新たな計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

～資料④について事務局より説明～

**【委員長】**

障がい者基本計画について説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**【委員】**

以前、県の障がい福祉計画の策定に関わっていた時に強調していましたが精神障がい者への支援です。基本方針では障がいの種別に関わらず、市町村で格差が生じないように、発達障がいや高次脳機能障がい、また難病など支援していくという事が入っています。また、県の計画の基本的考え方として、依存症対策が入っています。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策が盛り込まれていますが、大津町は今後TSMCの関連もあり、ますますグローバル化しますし、依存症対策はますます重要になってきますので、記載が必要だと思います。

次に46頁(2)情報提供の充実に関連し、28頁に災害時の連絡先についてアンケート結果がありますが、この災害時の避難先の情報提供を記載した方がよいと思います。

55頁(2)精神保健・医療施策の推進につきましては、2024年4月から精神障がい者に対する相談支援と、精神保健福祉としてのメンタルヘルスへの推進に関する取り組みが、市町村でも努力義務ではあるが求められます。そのあたりを踏まえた計画というのが必要になっていると思います。

**【委員長】**

依存症対策の部分等、色々のご意見いただきました。

**【事務局】**

事務局でも再度検討しながら、今ご指摘いただいた分につきましては、計画にどのように反映するかを検討していきたいと思います。ただ、依存症の部分はこころの健康という観点で健康増進計画にも関連する内容ですので、本計画には詳細には記載しないと思いますが、何らかの形で入れるようにしたいと思います。

#### 【委員】

統計部分に精神障がい者が増加しているとも書かれていますので、今委員よりご指摘がありました精神保健部分も記載した方がよいかと思います。また、県のセンターや窓口、保健所との連携なども重要です。町の相談窓口では精神保健がどこまで対応できるか分からないということもあります。

また、この計画の中での自立支援協議会の役割は大きいですが、現在は菊池圏域での設置となっています。これが大津町内で設置できれば、もっとフットワークが軽くなるかと思います。

また、福祉の仕事に関するPR等も強化していただきたい。利用者からのクレーム、カスタマーハラスメント等で従事者がつぶされている現状もあります。その辺に対してのPRや支援策が計画の中に盛り込まれると良いと思いました。

#### 【事務局】

精神障害関連のメンタルヘルス等計画にどのように盛り込めるか検討したいと思います。

#### 【委員】

36頁(5)3行目の医療ケア体制は、医療的ケアが正しいかと思います。的が抜けています。医療と医療的ケアでは違うものとなります。逆に、52頁の重度障がい児・者等への支援の「病院の長期の入院による医療的ケア～」の部分は「的ケア」は不要ではないかと思います。文言の整理として、医療従事者の医療と、糖尿病等で本人や家族による注射など日常的に必要なケアが医療的ケアだと思います。

#### 【事務局】

ご指摘いただいた通りで、36頁では医療的ケア、52頁では医療的ケア＝医療行為という意味合いのため、的は不要かと思います。

#### 【委員】

55頁(2)医療機関との連携の医療機関とは、精神科医療のことでしょうか。そうであれば医療リハビリテーションも精神科と記載しても良いと思います。また、その場合は「障がいのある住民が」は「精神障がいのある人が」の表記になるかと思います。

#### 【事務局】

医療・リハビリテーションについては、精神に限らず必要な方としています。精神保健や医療・リハビリが必要な方への支援をとりまとめて記載しているところです。精神科医療の表記は事務局で再度確認・検討したいと思います。

**【委員長】**

それでは、障がい福祉計画等の素案について、事務局から説明をお願いします。

～資料⑤により事務局より説明～

**【委員長】**

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案について説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**【委員】**

35頁の訪問系サービスに外国人人材について触れていただけていますが、今のところ認められていないかと思います。ただ、これらの人材の活用は重要であるため、最後の「計画の推進にあたって」の(3)障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供の⑦人材の確保に入るのが適しているのではないかと思います。人材確保全体に関わる場所であり、訪問系に特化して書くものでもないと思います。

**【事務局】**

ご指摘の通りに修正したいと思います。

**【委員長】**

事務局の方はいただいた意見を参考にしながら最終案をつくっていただければと思います。また、先程中断した基本理念の部分ですが、今では障がいということばを使わないという意見も頂きましたが、事務局で再考するというので、事務局に一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なし～

**【委員長】**

改めて事務局の方で検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**【委員長】**

続いて議題3 その他です。事務局から何かありますか。

**【事務局】**

2点お知らせがあります。1点目は、大津町で現在手話言語の条例化に向けて検討を進めており、その参考資料を配布しています。次回会議では、その条例案もご確認いただければと思います。

2点目ですが、今後の策定委員会のスケジュールについてご説明します。

今回ご審議いただきました素案につきましては、改めて検討したうえで、町民の皆さんから計画案に対する意見を聴取しますパブリックコメントを来年1月に行います。

その結果を元に計画を修正し、第3回の委員会で最終確認を行います。3回目の策定委員会は、2月に実施予定とお知らせしていましたが、手話言語条例の制定に向けて、委員の皆さまからのご意見を頂きたいと考えており、1月中に実施できないかと考えています。事務局案としましては、1月30日（火）の同じ時間帯での実施を考えています。委員の皆さまのご都合はいかがでしょうか。

**【委員長】**

事務局から手話言語条例の内容の説明と次回の委員会の日程案ということで説明がありました。何かご意見はありますでしょうか。

～意見なし～

**【委員長】**

次回の委員会につきましては、改めて事務局から委員の皆さまには連絡していただきたいと思います。また、手話言語条例の内容につきましては、改めてご相談させていただきたいと思います。

**【委員長】**

議事が終わりましたので、これを持ちまして議長の席を降ります。皆様の貴重なご意見、円滑な進行のご協力ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

本日は長時間にわたり、様々なご意見や提案をいただきありがとうございました。第3回の策定委員会は、1月30日（火）午後1時30分から実施させていただきます。事前に通知と資料の配布をさせていただきますので、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これを持ちまして第2回大津町障害福祉計画等策定委員会を閉会いたします。委員の皆様ありがとうございました。

ご起立をお願いします。ありがとうございました。